

2. 意見募集における主な意見と対応

区分	主な意見	対応
1. 全般	<p>①自然再生は将来に向けての大きな鍵であり、海に囲まれた日本は、潜在的に「おおいなる海」に対して敬意を表していることから、自然の営みを無視することのない政策、港湾整備に期待したい。</p> <p>②平成6年の「エコポート」、平成12年の港湾法改正を踏まえつつ、新たな課題とそれへの対策を書き込んでおり、読み応えがあった（特に第一章）。</p> <p>③港湾環境行政が成功するように期待している。港湾の環境が保全されれば、海の環境が保全されると思っている。</p> <p>④港湾の整備にあたって、ここまで環境に配慮する時代となったのか、ここまで切り込める時代になったのかと思うと感慨無量である。関係者の皆様の労を多とし、まずは感謝申し上げたい。</p> <p>④港湾事業での環境影響や合意形成の問題に、きちんと踏み込んだ内容となっており、環境政策としての大きな進展がみられます。審議会や関係者の方々の勇気ある前進に敬意を表す。特に、現在良好な環境を「保全」する方向性も明示したことはすばらしいと思う。</p> <p>⑤今回の環境政策の見直しは大変期待が持てるものと感じているが、これが「事業制度」に反映されるかという点が気になる。目標とする港湾空間の創造の妨げとならないような、柔軟な事業制度の検討が必要ではないか。</p>	<p>・本答申の内容を着実に実施し、期待に添える港湾行政を実現して参りたい。</p>

<p>2. 多様な主体との連携・協働</p>	<p>①良好な港湾景観の形成には、港湾管理者や立地企業事業者とともに、「地方公共団体、住民が共同する」必要があるのではないかと。</p> <p>②市民の意見を港湾計画に反映させるには、市民意見反映の専門家といった人材育成が必要である。</p> <p>③長期的なビジョンの立案と多様な主体との合意形成について、もっと強く認識し、強調して文章に盛り込むことが重要ではないかと。</p> <p>④今回のような方向性を出していただけたことは、我々NPOの目指すところとも一致するもので、今後の協働が期待でき、大変喜ばしい。(類似意見他2件)</p> <p>⑤環境に対する施策を遂行するため、定常的かつ恒久的に協議を継続させることを望む。</p> <p>⑥多様な主体との連携・協働の中で、漁業利用との関係についても言及できないかと。</p> <p>⑦漁業関係者、NPO、地元の関係団体などにもっと意見を聞く努力をするべきではないかと。</p> <p>⑧港湾計画を市民、NGO・NPOの参加のもとで策定していくことの重要性を記述する必要がある。</p> <p>⑨市民等との連携や順応的管理手法は、仕組み作りだけではなく、具体的な実施や体制を考えていくべき。</p> <p>⑩「多様な主体との連携・協働」には賛成だが、内容によってはプロフェッショナルに任せるべき部分もあるため、ボランティア一辺倒の政策をとるべきではないと思っている。</p> <p>⑪様々な人の意見も汲み取れるような情報公開(今回のようなWebを使ったパブリックコメントのような形式でも良いと思う)を行える環境を構築していただきたい。</p> <p>⑫海岸や護岸の工事をするときには、その干潟を利用している一般市民にも情報を開示したり、環境影響調査会に入れることを義務づけてほしい。</p> <p>⑬住民の参加意識は高く、行政だけが行うのではなく、たとえば高齢者や学童の社会貢献の場としてなどとしても極めて有効であろうと考える。</p> <p>⑭港湾やその周辺の地域会議・協議会の推進、港湾関係以外の行政や関係者とも連携を密にとるシステムの確立を御願いたい。</p> <p>⑮公開の場での議論や意思決定に影響する場で、積極的に情報を出さないないケースが多くみられる。メディア、市民団体、専門家に「指摘されてやっと出す」のでは、印象が大変悪い。</p> <p>⑯多様な主体との連携では、丁寧に相手側に立って考えた方法論を考えていただきたい。連携という場合には、行政が一方的に頼むだけ、というのではない関係性の樹立が必要である。参加させてあげている、という意識が残っているのかもしれないが、もはやそういう時代ではない。</p> <p>⑰事業の計画段階における一般市民に対する周知、告知をきちんとする努力をお願いしたい。</p> <p>⑱施設ができた後も、港湾と地域住民がパートナーとして、連携や協働関係を持ち続けるための制度や仕組みづくりをお願いしたい。</p> <p>⑲人材育成についての観点が理念で明確になっていない。もっと踏み込んで市民が意見を出しやすい仕組みづくりまで政策の方向として盛り込むべきと考える。</p> <p>⑳行政手続きに遺漏はない、そのプロセスを踏むことが議会や首長の決定などの社会制度を遵守すること、という考え方に、幅をもたせていただきたい。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、「第3章(3)②」において、研究者、行政が積極的に多様な主体に働きかける旨を、「第4章(施策1)(2)①」において、市民との協働を追記しました。</p> <p>・その他のご意見についても、今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>
------------------------	---	---

<p>3. 自然環境の保全・再生・創出</p>	<p>①干潟の必要性に関して、水質浄化作用についてさらに詳しい説明を盛り込むべき。 ②造成後の維持管理に対する取り組みについても進めていただきたい。 ③水深がある程度深くても護岸の一部を潜堤状態にして埋立地の一部を干潟とする工夫などがあってもいいのではないかと。 ④早急かつ積極的な実施を期待する。 ⑤「干潟」と「海浜」だけでなく、藻場、浅場、アマモ場、エアレーション、環境配慮型護岸などの具体的かつ多様な対策をとっていただきたい。 ⑥自然を創出する際の注意事項として、その土地柄に合った創出が必要だと考える。(類似意見他1件) ⑦干潟造成よりも、内陸部の湿地の回復や、干拓・埋立地を干潟に戻す取り組みを重視した方が良いのではないかと。 ⑧浅海域の保全・再生事業では、河川局との連携を進めていただきたい。 ⑨人工的に再生・創出した干潟・海浜は自然とは言えないので、人工干潟、人工海浜などの表現が適切ではないかと。 ⑩干潟の再生・創出については、慎重にかつ工事中止や元に戻すことも視野に入れて、極めて慎重に行う必要がある。 ⑪順応的管理手法は積極的に導入し、事後のモニタリング、評価ををきちんと行っていただきたい。 ⑫重要な干潟、浅海域は「ラムサール条約登録地」に指定するなどして、積極的に保全と利用を図るべきである。 ⑬現存する干潟・浅海域は保全する、失われたあるいは悪化した干潟・浅海域はできるだけ広い面積で再生する、その際、地域住民、利害関係者の参加、合意を得ることが重要である。 ⑭無理な事業の立案をしないよう検討する仕組みや、事業案が計画地域の環境に適した内容であるかどうか自然科学的な評価を行うシステムも必要である。 ⑮アメニティよりも、自然度の高い干潟の再生を優先的に検討する必要がある。 ⑯生態系や海底の環境に深刻な影響を与えることのないようにしていただきたい。 ⑰白砂青松を絵に描いたような人工ビーチが増えていることを懸念している。 ⑱「保全・再生・創出」が同じ重みの言葉として何度も出てくるが、最も重要なのは「保全」であるという認識を持っていただきたい。 ⑲地域住民は無害であっても浚渫土砂による環境創造を否定することも多いので、広く周知していただけることを期待する。 ⑳ダム堆砂などの利用も念頭に置いて、河川管理との連携についても検討願いたい。 21. 航路泊地も含めた港湾の不必要な浚渫部分は可能な限り浅場に戻すべきである。 22. 安易に自然再生とするのではなく、生態系の再生を目指す観点を加えていただきたい。 23. 人工干潟であっても、どれだけ内湾に悪影響を与えるのかという視点からの検討や、浚渫土砂を上手にまた海に戻して埋立てに使用しない方向を是非ご検討いただきたい。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、「第4章(施策1)(1)①」等において、藻場の追記、廃棄物海面処分場の延命化等による環境負荷の軽減、浚渫土砂の高度利用等について追記しました。 ・その他のご意見についても、今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>
-------------------------	---	--

<p>4. 浚渫土砂、リサイクル材の活用</p>	<p>①震災廃棄物（がれき）を多量に活用できる埋立材や埋戻し材としてリサイクルする必要がある。 ②リサイクル材等の活用に関しては、積極的に利用促進が図られるようにしていただきたい。 ③埋立材の拡大、既に利用されているリサイクル材の積極的な活用により早期に本来の姿へ回復を図ることが必要である。 ④深堀跡の埋戻し材には港湾の浚渫土砂を優先的に使用すべき。 ⑤港湾事務所や地方整備局をまたぐような問題に対してもリーダーシップを発揮していただきたい。 ⑥民間の浚渫土リサイクル技術を広く募集し、有効利用してほしい。 ⑦リサイクルに対する技術開発としてのコストダウンと同時に、コストアップの許容範囲をもう少し広げていただきたい。 ⑧リサイクル品の積極的な利用推進のためにも、関係機関の連携、ネットワーク化が必要である。 ⑨水砕スラグの活用については、愛知県での実験でも固結が問題になっていることから、慎重に取り組む必要性の記載を希望する。 ⑩リサイクル材の使用については慎重に行っていただきたい。 ⑪リサイクル材の積極的な活用には、省庁間・地域間の連携によるアクションプログラム作りが急務である。 ⑫浚渫土砂を用いる際には、埋め立てや人工干潟造成による悪影響や、埋め立てに使用しない方向での利用を検討していただきたい。 ⑬土砂が汚染物質を含まないことを確認の上利用することなど、慎重かつ、いつでも中止できるような体制が必要である。 ⑭リサイクル材の活用より、ダム事業による膨大な堆砂の利用が先決である。（類似意見他1件） ⑮陸上や海中の工事で発生した残土のうち、良質なものは、積極的に環境修復に使用するラインを強めていただきたい。 ⑯浚渫土砂のリサイクルは是非実施していただきたいが、土砂の性状やリサイクル先での取扱い等を十分検討することが前提である。</p>	<p>・今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>5. ダイオキシン等の底質改善</p>	<p>①ダイオキシンによる人体への影響が顕在化した事実は何一つ明らかになっていないため、ダイオキシン対策を施策の対象に盛り込むべきか考え直す必要がある。 ②ダイオキシン対策としての覆砂の実施に際しては、覆砂が周辺環境に及ぼす影響についても慎重に検討する必要がある。 ③海外では日本で対象となっていない有害物質対策も行われている。日本においてもそれらの物質を対象とした調査、基準作り、対策を実施していく必要がある。 ④今後の技術開発が必要なものに対しては、民間負担に依存するような手法は避け、官・学・産の相応の負担による開発手法を望む。 ⑤港湾におけるトリブチルスズ（TBT）対策を進めていただきたい。 ⑥底質改善の対象はダイオキシン類等の有害化学物質に限らない。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、「第4章（施策1）（1）③」等において、閉鎖性海域の水質改善の重要性等を追記しました。 ・その他のご意見についても、今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>6. 水底質改善</p>	<p>①赤潮に対しては、赤潮処理装置の開発よりも広域的な富栄養化物質の低減を考えることが先決である。 ②港湾は環境負荷が拡散しにくいとしているが、拡散する前に積極的な対応をとることも考えてはどうか。 ③水底質の改善には、関係機関との連携や様々な段階での積極的な対応を望む。 ④港湾区域内の水質基準のレベルアップ、青潮対策の実施を望む。 ⑤貧酸素は航路や泊地でも発生するので、深掘跡だけを埋めても効果が明確になる保証はない。 ⑥大量に発生するプランクトンを、貝類等の魚介類を育てる方策の対象として検討してはどうか。 ⑦閉鎖系水域全体の水質改善効果を早期に発現させることは困難とあるが、私は困難ではないと考えている。 ⑧水質が規制されても汚染された底質は改善されないので、底質改善は実行課題として位置づけていただきたい。 ⑨赤潮回収事業よりも、海藻類の浮き流し養殖事業などの赤潮を抑制する水産事業を進める方がベターである。 ⑩現在の海面清掃・赤潮処理装置のための船舶は、浅海域でも可能な船の開発を期待する。 ⑪水環境では流入河川、特に陸域の合流式下水道の降雨時対策が重要である。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、「第4章（施策1）（1）④」において、ダイオキシン類以外の有機スズ等の対策にも適正に対応していく旨を追記しました。 ・その他のご意見についても、今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>7. 外来生物対策</p>	<p>①外来生物法に対応した、生物調査、モニタリング、駆除などへの取り組みが必要と考える。 ②外来種対策について記述していただきたい。 ③自然環境の保全を進める上で外来生物の問題を考えることは重要である。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、「第4章（施策1）（1）⑤」を新たに項目立てし、外来生物対策について追記しました。</p>

<p>8. にぎわい、景観</p>	<p>①人々が憩い、交流出来る賑わいのあるウォータフロントを望む。 ②既設の突堤（仕切り堤）をボードウォークに変えるなどの柔軟な対応も必要である。 ③水際線（陸）からの景観だけでなく、海の中の景観も考えていただきたい。 ④陸から見た景観だけでなく、海上からみた景観も重要である。（類似意見他1件） ⑤高齢者にやさしい視点での検討も必要である。 ⑥どこの港にも同じような緑地を作るのではなく、その土地の歴史や風土を重んじた個性豊かな港づくりを進めていただきたい。 ⑦現実に整備は進んでいるのに、一般の人にはあまり知られていないのはもったいない。今以上にPRをされてはどうか。 ⑧失われる自然景観と新たに形成される港湾環境の価値を比較した上で整備の是非を検討すべきである。 ⑨港湾景観においては、自然景観との調和にも十分に配慮頂きたい。 ⑩水際線を市民に積極的に開放することは、不法投棄対策のみならず環境保全にも効果的である。 ⑪「港づくりのためのガイドライン」には、「足」の配慮を入れて欲しい（MM21は広すぎてお年寄りにはつらい）。 ⑫「東京湾で海水浴」をキャッチコピーに掲げるなど、わかりやすい目標を提示して欲しい。 ⑬「港湾の施設の技術上の基準」には、地域性を活かして柔軟に対応することを盛り込んでもらいたい。 ⑭緑地整備は大事であるが、外来樹木を植えたり、周囲の景観に配慮しない芝生の緑のみを意識した対応は問題である。 ⑮港に対する市民の意識には、余暇活動の場として使いやすくしてほしいとの期待もある。 ⑯緑地への収益施設の導入は、財政的な面で厳しい状況があり、必要なことであろうと考える。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、「第4章（施策1）（2）①及び②」において、自然景観との調和、海からの景観、ユニバーサルデザインの導入等について、追記しました。 ・その他のご意見についても、今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>9. 放置艇対策</p>	<p>①貯木場など遊休化した水域を利用してブイ式係留のマリーナを整備してはどうか。 ②マリーナ整備は放置艇対策としてではなく、ビジターバースの少なさ等利用者へのサービスや配慮が不足している。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、「第4章（施策1）（2）③及び④」において、ビジター棧橋、放置艇の係留・保管のための場所について追記しました。 ・その他のご意見についても、今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>10. 温暖化対策</p>	<p>①風力発電への期待が高まっているが、海上部の系統連携費用が高価なため、民間事業者が事業に進出しにくい状況である。 ②風力発電と廃棄物発電等を併用すれば、安定した電力を得ることができるのではないかと。 ③廃棄物処分場において、処分場廃止まで太陽光発電用地として利用できないものか。 ④温暖化防止対策として港湾緑地の活用、樹林化、環境に優しいエコシップの開発・普及を推進してもらいたい。 ⑤地球温暖化による水位上昇対策も港湾環境政策の重要な施策と思われる。 ⑥港湾での二酸化炭素削減についての港湾行政の基本的な考え方を記述してはどうか。</p>	<p>・今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>

11. リサイクルポート	<p>①国主導の実証実験等を数多く実施し、実現化に向けた課題の抽出とその改善方策を検討して頂きたい。</p> <p>②循環型社会の実現にはリサイクルポートの全国展開が必要である。</p> <p>③循環資源の輸送を追跡できる情報システムの構築や、特例措置も含めた対策を早急に検討して頂きたい。</p> <p>④遊休化した火力発電所において、廃棄物発電やバイオマス発電などにも考慮した静脈物流拠点が整備されれば、より実効性の高いリサイクルポートが形成されていくと考える。</p>	<p>・今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます</p>
12. 廃棄物対策	<p>①廃棄物処分場の廃止後も、周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な管理をしていただきたい。</p> <p>②跡地利用を考慮した廃棄物の埋立方法がもっと検討されてよいのではないかと。</p> <p>③廃棄物処分場の確保に関する課題や方向性、今後の対策について十分に検討していただきたい。</p> <p>④廃棄物を広域的、長期的、安定的に処理し、都市環境の保全に資するためには、国並びに港湾管理者、排出者である各自治体や民間と広域連携を図り、財源を多様化させる方策（例えば排出者からの負担など）を検討する必要がある。（類似意見他1件）</p> <p>⑤過去に廃棄された物質の安全確保をはかるための対策を進める必要がある。</p> <p>⑥廃棄物処理についてのリスク管理としてはもう少し多様な課題がある。</p> <p>⑦廃棄物を海面処理しないで済む循環型社会を形成するという政策を採用されたい。</p> <p>⑧廃棄物の取り扱いに関するマニュアルの整備や、手続きの簡素化が必要である。</p> <p>⑨廃棄物発電や製材廃材などのバイオマス発電を積極的に導入してもらいたい。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、「第3章（3）④」において、港湾施設の適切な点検、維持・管理の必要性を、また、「第4章（施策2）（2）③」において、財源の多様化について、追記しました。</p> <p>・その他のご意見についても、今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>
13. 防災対策	<p>①津波発生時等に港湾緑地利用者へ一刻も早く情報を伝達するための手段（設備、連絡体制など）の確保も重要である。</p> <p>②港湾の防災機能には海岸線を人工化するイメージがあり、一般市民への水際の開放と矛盾するのではないかと。</p> <p>③自然災害を止めることはできないので、住民はリスクを十分理解して住むべきで、防災にコストをかけるべきではない。</p> <p>④防災面では、危険に対する情報を住民に公開し、自分たちで命をいかに守っていくかのソフトを住民を交えて作り上げていくほうが、より効果的ではないかと思う。</p> <p>⑤「災害ごみ」については、常時から関係機関との連携を持つことにより、災害時に素早く対応できる体制づくりに期待する。</p>	<p>・今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>14. 広域的な連携</p>	<p>①沿岸域全体を視野に入れた広域的・総合的な取組みには「関係機関からなる協議会(仮称)」が必要である。</p> <p>②同一都道府県の隣接する港湾における港湾管理者、国、都道府県の連携のあり方についてもふれてはいかがか。</p> <p>③関連部署（水産庁など）との提携や民間の知恵の導入により、今までの縦割り構造から脱却して事業を進めて欲しい。</p> <p>④港湾の連携や役割分担には、関係する市町村、企業、住民、NPOとの連携や役割分担を記載しておく必要がある。</p> <p>⑤沿岸域の総合的な環境保全の実現を切に願うが、特に様々な関係機関との関係づくりの働きかけを積極的に行う役割を担っていただきたい。</p> <p>⑥第3章や第4章には記述があるように、第2章（基本理念）でも、沿岸域全体での検討を意識している記述があればよい。</p> <p>⑦第4章には記述があるように、第1～3章にも港湾のみならず「水際線」、「背後地」、「周辺海域」など陸域を含む広域的な広がりの中での議論が必要と考える。</p>	<p>・今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>15. 海岸侵食・漂砂</p>	<p>①環境影響はきちんと指摘し、将来も定性的でもいいから予測や可能性を提示していただきたい。埋立による生態系への影響、港湾構造物による漂砂の遮断や砂の引き込みなどの現象について、学会で示される研究レベルと個々の報告書の内容にギャップがあるものが多い。影響をきちんと指摘しないと対策がとれない。</p> <p>②砂の侵食は、付近に建設された港湾に原因があるのではと考えられることから、港湾の環境を議論する場合には、常に港湾のかなり広い周辺に対する影響も配慮することが必要である。（類似意見他2件）</p> <p>③砂浜海岸は貴重な自然環境の一つであり、この問題に対する今後の対応方針について、記載していただきたい。</p> <p>④水質改善や海岸侵食は、河川の開発・管理（河川流量、砂利採取、ダム堆砂等）の対策と表裏の関係があるので、この点を明記すべきである。</p> <p>⑤自然の回復を活用した長期的な海岸林の復元にも、積極的に取り組んでいただきたいと思う。</p> <p>⑥アカウミガメの繁殖地への影響も考慮できるよう、常に港湾のかなり広い周辺に対する影響をも配慮することを盛り込んでいただきたい。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、「第3章（3）③」及び「第4章（施策3）（1）①」において、土砂管理の必要性、地形への影響の配慮について追記しました。</p> <p>・その他のご意見についても、今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます</p>

<p>16. 環境配慮の標準化</p>	<p>①「あらゆる段階における環境配慮の標準化」には、構想・計画段階においても、標準的に環境配慮を行う必要がある。</p> <p>②「あらゆる段階における環境配慮の標準化」には、廃止段階における環境配慮として、老朽化した施設の撤去・自然の再生・創出を検討することも重要である。（類似意見他1件）</p> <p>③新たな視点として歓迎する。この様な技術的背景を構築いただくことはありがたい。</p> <p>④維持・管理段階でのモニタリングには最低でも5年は必要と考える。そのための予算の確保等の仕組みづくりが必要である。</p> <p>⑤港湾の埠頭や進入航路などのデザイン・基本設計部分にも、周辺の干潟・藻場等への環境配慮（アセス）が必要である。</p> <p>⑥「港湾の施設の技術上の基準」には、「環境配慮」を取り込み易い仕組みを盛り込んでいただきたい。</p> <p>⑦港湾においても、「様々な環境問題に対応するために、環境マネジメントシステムの認識を深める」旨を記述してはどうか。</p> <p>データの集積・解析、影響評価をきちんと行い、その評価にもとづいて必要な対策を実施することを、政策に取り入れるべきである。</p> <p>⑧自然の不確実性を考慮した維持管理に踏み込んだ点は高く評価するが、公共事業では確実性が要求されるため、より確実な工法や方法の選定が重要になると思われる。</p> <p>⑨環境問題に対応するためには、人材の育成とそのための環境教育事業の実施が必要である。</p> <p>⑩今後あらゆる機能に環境配慮を取り組む場合、当然の事ながら費用は増大する。どの様な配慮をどのレベルまで付加するかをある程度明確にしていきたい。</p> <p>⑪環境施策の実施にあたっては、パイロット事業や「順応的管理手法」を取り入れて、事業を進めながら随時よりよい方向に変更していくと言ったスタンスが必要不可欠である。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、「第4章（1）」において、水質浄化機能等を、「第4章（施策1）（3）」において、環境マネジメントシステムについて、追記しました。</p> <p>・その他のご意見についても、今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>17. 環境データベース・技術開発</p>	<p>①環境データベースの構築では、特に収集されたデータを解析、評価することが重要な課題である。</p> <p>②港湾事務所による調査データなどは、環境改善を考える上でも重要であり、公表していただきたい。</p> <p>③環境データベースの構築にあたっては、特に生物のデータを充実させることが重要である。</p> <p>④港湾技術者や関連研究機関の知識と技術について、本来のパフォーマンスが発揮できるようなシステムを見直していただきたい。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、「第4章（施策3）（2）③」において、解析、共有について追記しました。</p> <p>・その他のご意見についても、今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>18. 施策の優先順位</p>	<p>①数限りない環境ニーズに対して、どれを優先してどれを後回しにする、その理由は云々といった提示が欲しい。</p> <p>②優先順位や取り組みに対する方向性を打ち出す必要がある。</p> <p>③民間会社がより具体的に取り組む方向性も見出せるよう、第4章では具体的な地域、数量、予算、時期、方策など、より詳細に提示していただきたい。</p> <p>④目指すべき将来像、環境保全、必要な環境施策等に関して環境に配慮した港湾のランク付けを行えば、各港湾における整備の優先順位や地元の理解を得るのに役立つのではないか。</p> <p>⑤優先順位を明確にするためにも、環境整備事業に対する評価の絶対的な指標が必要になるのではないか。</p> <p>⑥事業・施策の採択・実施にあたっては、目標とする環境レベルの明確化と総合的判断のための事前評価（事業・施策）手法の一層の強化・研究が望まれる。</p>	<p>・今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>

19. 国と地方等の役割分担	<p>①昨今の地方（特に港湾管理者）財政は特に厳しい状況にあることから、実現に向けては、国が費用も含めて積極的に取り組むべきと思う。</p> <p>②地方港湾は財政逼迫のため、環境修復や自然再生を国家の責任で行う検討を御願いたい。</p>	<p>・今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>
20. 自然破壊に対する懸念等	<p>①自然環境を損なわずに共生できるような整備を進めていただきたい。</p> <p>②T自動車部品の輸送を船舶から鉄道に切り替えると発表した。今後港の必要性は少なくなることから、港を増やす必要はない。</p> <p>③今までのように漁港は必要なく、自然海浜が一番必要である。</p> <p>④港湾区域に存在する漁場に対しての保全、漁業面からみた保全がまったく考慮されていない。</p> <p>⑤生物相など標準的・画一的な調査では複雑な自然は把握できない場合があるため、言い訳のためのアセスを行うべきではない。</p> <p>⑥港湾整備に際しては、その計画が内湾の潮流その他への影響について、第三者機関によるきちんとした環境影響評価を行うべき。今回の案にもそのことが盛られていることに敬意を表すが、問題は実効ある環境影響評価になっていないということであり、この点を是非検討頂きたい。</p> <p>⑦港湾での埋立は、原則禁止とすべきであると考えます。</p> <p>⑧海を自然な状態に戻すことによるコスト負担は、税金として支払うことに全く異論はないが、自然を破壊することに対しては、たとえ1円であったも支払いたくない。</p> <p>⑨今まで、多くの港湾事業で「影響はほとんどない」としてきた調査報告書や評価書について、丁寧な見直しを進めていただきたい。</p> <p>⑩あまりにも大規模で、急激な自然の改変は避けるべきである。台風による海浜侵食に対して、たとえ地域住民からの要請があったとしても、即、護岸整備という解決法は選択すべきではなく、自然のサイクルの幅を尊重すべきである。</p> <p>⑪「環境と共生した港湾（エコポート）」ではなく、環境に「依存」した港湾という発想の転換が願いたい。</p>	<p>・本答申の内容を着実に実施し、信頼される港湾行政を実現して参ります。</p>
21. その他 [※]	<p>①「三大湾だけでなく、瀬戸内海、有明海等にも問題が広がっている」とあるが瀬戸内海でも三大湾と同時期から水質が問題とされている。</p> <p>②これまでのエコポート政策に対する実施状況、評価、課題などをフィードバックしておく必要がある。</p> <p>③「海に魅せられて半世紀」（奈須紀幸著）に基づいた意見表面である。お目通し頂いて御理解頂ければと思う。</p> <p>④今回打ち出されている施策を積極的に、かつ、着実に進めていくためには、港湾法の目的に、「港湾の自然環境の保全・再生」を位置づけるなど、港湾法を改正する必要性を示しておく必要がある。</p> <p>⑤「順応的管理手法」は新たな考え方に対する命名と思うが、意図される内容がタイトルから容易にイメージし辛いと感じた。</p> <p>⑥これからは、ウミガメや渡り鳥のように地球規模の移動をする動物を、環境の総合的な評価の指標ととらえ、その自然が何にとってかけがえのない自然なのかを見極め、優先順位を考えた自然との関わり方のルール作りが必要になってくると考える。</p> <p>⑦適正な開発については、金をかけずに実行することが肝要である。</p> <p>⑧新たな利権の温床とならないよう、公平性・透明性を確保した上で実施することを明記して欲しい。</p> <p>⑨今後の港湾環境政策においては、「学」（知識）だけでなく、実際の現場での実体験・経験から「知恵」を学ぶことが必要ということに重点を置いてもらいたい。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、「第1章（3）②」において、「三大湾や瀬戸内海だけでなく」と修正しました。</p> <p>・その他の意見についても、今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>22. 地域を指定した意見</p>	<p>①これ以上、人間の利益のために自然を壊すのは止めてもらいたい。港湾施設を建設するコストと、周囲の侵食を防止するために発生するコストを考え、それをわかりやすく明確に公開していただきたい（茨城県阿字ヶ浦の砂浜侵食）。（類似意見他1件）</p> <p>②大洗にある沖堤防の延長計画は、無意味かつ税金の無駄遣いにしか思えない（茨城県鹿島灘の海岸侵食）。</p> <p>③住民が参画するケーススタディーの場合として、中部整備局管内の高松干潟（三重県）における臨港道路建設についてご検討頂ければと思う。（類似意見他3件）</p> <p>④愛知、三重県境にある木曾岬干拓地での約400haの干潟再生について、ご検討いただきたい。</p> <p>⑤今後は、周辺地域の防護・環境・利用の観点を踏まえて開発と保全を考えていく必要がある（大分県杵築市住吉浜海岸の地形変化）。</p> <p>⑥「順応的管理手法」として、本当にモニタリングの結果を事業に反映させるのであれば、事業の中止も選択肢に含めるべきである（大分県佐伯市の大入島（おおにゅうじま）廃棄物埋立て護岸）。</p> <p>⑦1年間にわたる県との交渉の結果、「別府港跡の突堤石積み」を遺跡として永久に残すことに決定を受けるなど、別府港の「港文化」を生かしたゾーンの実現を考え実行している。このような地域での取り組みが行われていることも認識いただきたい。</p> <p>⑧港湾の役割について、近くの港湾が漁港も兼任し、漁船を停泊させることが可能にならないか（沖縄県北部地域の漁港）。</p> <p>⑨南西諸島沿岸域において実施されている「養浜」整備事業が、現在まさに新たな沿岸海域環境の破壊を招いている。</p>	<p>・今後環境施策を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>
----------------------	---	---------------------------------------

※他に、文章表現に対する修正意見等も頂きました。